

平成28年11月定例会

議 案 説 明 資 料
予 算 に 関 す る 説 明 書
(平成28年度11月補正予算等関係)

生 活 環 境 部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成28年11月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
(一般会計)

生活環境部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第2号	平成28年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 環境立県推進課 循環型社会推進課 消費生活センター 住まいまちづくり課	1 2 3 4 5
	2 歳入歳出事項別明細書		6
	3 債務負担行為に関する調書	衛生環境研究所 他	11

【予算関係以外】
(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第10号	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	住まいまちづくり課	12
議案第14号	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について	くらしの安心推進課	14
議案第19号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立大山駐車場)について	西部総合事務所地域振興局	16

(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第1号	平成27年度鳥取県継続費精算報告書について	水・大気環境課	20
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(2) 鳥取県福祉のまちづくり条例及び拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正について (平成28年11月10日専決)	住まいまちづくり課	21
	(6) 鳥取県石綿健康被害防止条例及び鳥取県税条例の一部改正について (平成28年11月11日専決)	水・大気環境課	23

議案説明資料総括表

生活環境部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
環境立県推進課	2,513,718	3,978	2,517,696				3,978	
住まいまちづくり課	5,204,204	5,322	5,209,526				5,322	
合計	11,204,982	9,300	11,214,282	0	0	0	9,300	
(一般会計)								
環境立県推進課	(新) 県民挙げた環境実践事業に係る補正							
衛生環境研究所	[債務負担行為] 衛生環境研究所庁舎清掃業務委託に係る補正							
循環型社会推進課	[債務負担行為] PCB廃棄物処理対策推進事業に係る補正							
消費生活センター	[債務負担行為] 消費生活相談事業に係る補正							
住まいまちづくり課	県営住宅管理システム改修事業に係る補正							

平成28年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7876）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県民挙げた環境実践事業	0	3,978	3,978				3,978	
トータルコスト	0	4,758	4,758	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	29年度の本格的展開に向けたキックオフイベントの開催、アンケートによる県民意識の把握				
工程表の政策目標(指標)	NPOや地域、企業などと連携・協働して、全国をリードする環境実践「とっとり環境イニシアティブ」に取り組む。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

パリ協定発効（平成28年11月4日）に伴い、国はエネルギー分野での技術開発推進のほか、国民運動的に省エネやCO2削減に向けた運動を活発化させている。これを受け、県内でも温室効果ガス削減に向けた取組をより一層進めるため、県民、住民団体、事業者等の代表等に参画いただく「とっとり環境推進県民会議（仮称）」を立ち上げ、環境実践活動の推進を図ることとしている。

この会議の発足に合わせ、環境実践活動の機運を高めるキックオフイベントを開催するとともに、今後の本格的な事業展開に向けた基礎資料とするためアンケート調査を実施する。

2 主な事業内容

(1) 県民会議の開催（既定予算対応）

環境実践のより一層の推進を図るため、第1回県民会議を年内に開催する。

※県民、住民団体、事業者等が連携・協働して地球温暖化防止に係る取組を検討・提案するとともに環境実践の牽引役となるもの。

(2) キックオフイベントの開催（2,498千円）

時期	平成29年3月 ※1日間
場所	鳥取市内（調整中）
内容	「みんなで始める県民エコ運動キックオフ!!!」（仮称）をテーマとした講演、トークセッションの実施 ①講演 環境実践に見識のある著名人、県ゆかりの方等による講演 ②実践団体の取組発表等、環境宣言の採択 <参画団体例> 住民団体、事業者団体、報道機関、NPOなど ③環境実践活動団体の紹介パネル展示等
対象者	県民、住民団体、事業者等

(3) 広報物の作成・配布（1,009千円）

環境実践活動の機運醸成とイベント周知のため、チラシ・パンフレットを作成し配布する。

(4) 省エネ意識・取組状況等調査（471千円）

【調査対象】 県内の約2,000世帯

【調査内容】 地球温暖化の認知度

・家庭・地域での省エネの取組状況

・家電の購入時期、買い替え状況 等

3 これまでの取組状況、改善点

○本年3月に「第2期とっとり環境イニシアティブプラン」を策定し、国の削減目標を上回る温室効果ガス26.9%削減に向けた取組を推進してきた。

○環境に対する県民意識を一層高めるためには、県民全体で取り組む機運を醸成し、実践活動を下支えする仕組みが必要である。

○現在、次の取組を進めており、また年内に開催する県民会議の結果を当初予算へ反映し、県民運動の一層の展開に繋げる。

・県民挙げて取り組む地球温暖化対策に係るアイデアや実践例を県民参画電子アンケートで募集。

・食品ロス削減のための「3010」運動（食べきり運動）を忘新年会に向け集中的に展開。

平成28年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

循環型社会推進課 (内線: 7684)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
PCB廃棄物処理 対策推進事業	7,881	債務負担行為 (3,000) 0	債務負担行為 (3,000) 7,881				債務負担行為 (3,000)	
トータルコスト	20,358	0	20,358	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.6人	0.0人	1.6人	仕様書作成、契約手続、連絡・調整				
工程表の政策目標(指標)	産業廃棄物の最終処分量の抑制、リサイクル率のアップ							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>平成28年8月に施行された改正「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特措法)」に基づき、PCB廃棄物・使用製品の漏れのない確実な期限(平成31年3月)内処分が必要なため、未確認PCB廃棄物等の掘り起こしを行う。</p> <p>※期限内処分が行われない場合、処理先(本県唯一の処理先: 中間貯蔵・環境安全事業(株)北九州PCB処理事業所(以下、JESCO北九州事業所))を失うという重大なリスクがあることから、早急にPCB廃棄物・使用製品の掘り起こしを行うもの。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 環境省モデル事業のフォローアップ調査</p> <p>平成27年の環境省モデル事業(掘り起こし調査)で未回答だった電気工作物設置事業者(約1,400事業所)に対して、再度文書で回答の催告を行い、その上で未回答・未達の者に対して、民間コールセンターによる架電により、徹底した調査を行う。</p> <p>(2) 新規掘り起こし調査</p> <p>環境省モデル事業の対象とはなっていないものの、PCB機器を使用している建物を保有している可能性がある電気工作物設置事業者以外の事業所(従業員10名以上、約1,500事業所)を対象に、電気工作物以外の高濃度PCB機器(安定器等)の保有可能性調査を(1)のフォローアップ調査と同様に文書と電話により行う。</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p><国の動き></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成13年にストックホルム条約(残留性有機汚染物質に関する条約)国連採択。 (PCBを平成37年までに使用禁止すること、平成40年までに廃棄することを取り決め) 平成13年にPCB特措法制定。(PCB廃棄物の処理期限を平成28年7月に設定) 平成16年にPCB廃棄物の処理を行うJESCO北九州事業所が操業開始。 平成24年にPCB特措法施行令改正により、処理期限を平成39年3月に延長。 平成26年にJESCO北九州事業所の処理期限延長。(トランス等: H28.7→H31.3) 平成28年にPCB特措法を改正し、JESCO稼働期限内の高濃度PCB機器の確実な処理に向けた諸規定を整備。(処理期限の明確化、県に改善命令権、行政代執行権を付与等) <p><県の動き></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年のJESCO北九州事業所の操業開始に合わせて、中小企業等が行う高濃度PCB廃棄物処理に対し、平成13年から国及び都道府県が積み立てた基金を財源とした処理費用補助制度の運用を開始。 平成27年に環境省モデル事業として電気工作物設置者に対するPCB機器の掘り起こし調査を実施。 (約3800事業所に対して実施し、約2,400事業所から回答を得て、新たに2台の該当機器を発見) <p>○今後の事業スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> H28.11 フォローアップ対象者、新規掘り起こし対象者に対して県から調査文書送付 H29.1 調査の回答期限、民間コールセンターとの契約締結 H29.4 民間コールセンターから事業実施結果報告を受領 (調査結果をもとに県で可能性のある事業者への更なる調査を実施) 								

平成28年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

7 目 消費者支援対策費

消費生活センター (0859-34-2705)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
消費生活相談事業		(債務負担行為) 142,321	(債務負担行為) 142,321	(債務負担行為) 1,202			(債務負担行為) 141,119	
トータルコスト	30,723	0	30,723					
従事する職員数	39,301	0	39,301	(補正に係る主な業務内容)				
工程表の政策目標(指標)	1.1人	0.0人	1.1人	消費生活相談業務委託				
	市町村やNPOなどと連携した鳥取県独自の安心安全消費者相談ネットワークを確立し、広域連携による相談窓口の共同組織化を実現							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県全体の消費生活相談体制の充実・強化と相談者の利便性の向上を図るため、平成24年度から県と市町村が共同で、相談業務等の委託を行っている。相談業務等について現在の委託期間(平成24年度4月1日～平成29年3月31日)が満了する平成29年度以降も引き続き委託により相談業務を行う。

2 主な事業内容

公募により選定した事業者に相談業務等を委託する。

(1) 委託先の事業者に行わせる業務等

- ① 消費者からの相談に係る助言、斡旋、情報提供等に関する業務
- ② 消費生活情報の交換や相談処理業務の支援のため、市町村との連携・支援に関する業務
- ③ 相談情報の記録、収集、報告に関する業務

(2) 委託先の選定方法

公募により選定する。

(3) 委託期間

平成29年4月1日～平成34年3月31日まで(5年間)

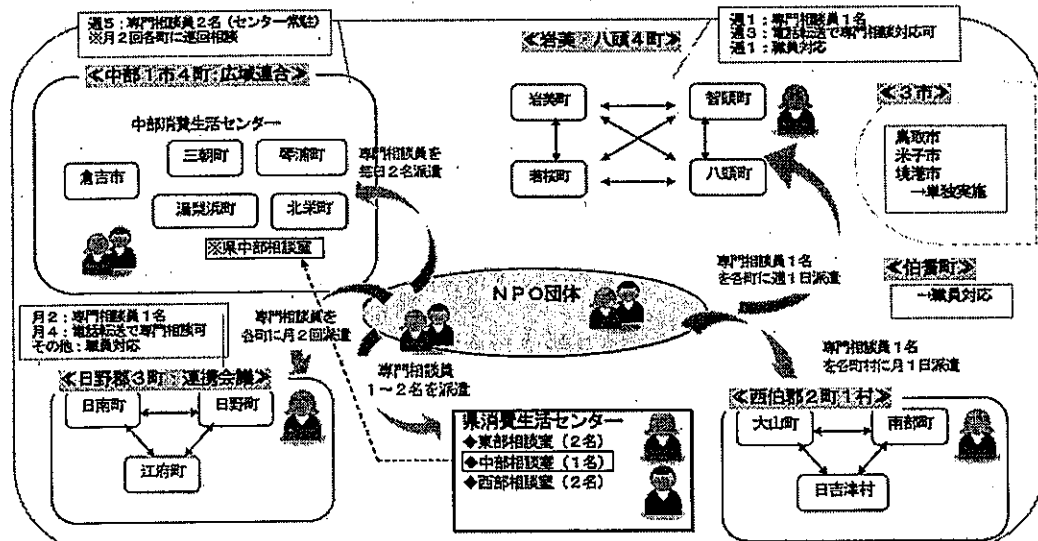
(4) 債務負担行為限度額

142,321千円(5年間)

(5) 選定スケジュール(案)

平成28年 12月～1月 委託事業者の募集
 平成29年 2月 委託事業候補者の選定
 3月 委託契約の締結
 4月 委託事業者による相談業務開始

【県と市町共同による相談業務委託のイメージ図(現行)】



3 これまでの取組状況、改善点

市町村の消費生活相談窓口の認知度が上がり、県内の全相談件数に占める市町村の受付件数の割合が増加している。また、土日に相談を受け付けることにより県民の利便性が向上している。

今後の課題として、社会のグローバル化・高度情報化・高齢化などの急速な進展により消費者相談も多様化・複雑化しているため、専門的な相談に対応できる相談員の資質向上が不可欠である。

平成28年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費
6項 住宅費
1目 住宅管理費

住まいまちづくり課 (内線: 7399)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県営住宅管理システム改修事業	4,543	5,322	9,865				5,322	
トータルコスト	4,543	5,322	9,865	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	仕様書作成、契約手続、連絡・調整				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

来年4月下旬に現在の市内LANネットワーク体系が変更され、個人番号利用事務にかかるシステムは、市内LANネットワークから分離し、個人番号利用事務ネットワークが構築される。

個人番号利用事務系ネットワークを用いてシステムを運用するにあたり、国が求めているセキュリティ強化を行う。

2 主な事業内容

(1) 業務内容

県営住宅システムのセキュリティ強化のため、指紋認証等の導入、情報持出禁止設定、システム検証等を行う。

(2) スケジュール

平成29年1月

契約締結

1月～3月

契約事業者による作業

4月下旬

新ネットワーク体制での運用開始

平成28年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	4款 衛生費								
	うち生活環境部						2項 環境衛生費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	170,661		170,661	68,447		68,447	47,697		47,697
2 給料	1,514,596		1,514,596	764,796		764,796	337,410		337,410
3 職員手当等	872,906		872,906	402,515		402,515	180,623		180,623
4 共済費	586,348		586,348	294,637		294,637	132,379		132,379
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金	13,446		13,446						
8 報償費	54,165	206	54,371	19,078	206	19,284	18,668	206	18,874
9 旅費	75,222	124	75,346	30,029	124	30,153	24,817	124	24,941
費用弁償	8,987		8,987	3,707		3,707	3,432		3,432
普通旅費	36,358		36,358	16,574		16,574	12,381		12,381
特別旅費	29,877	124	30,001	9,748	124	9,872	9,004	124	9,128
10 交際費									
11 需用費	256,616	879	257,495	106,901	879	107,780	61,736	879	62,615
12 役務費	68,028	1,004	69,032	30,396	1,004	31,400	24,510	1,004	25,514
13 委託料	1,199,975	1,700	1,201,675	680,299	1,700	681,999	580,472	1,700	582,172
14 使用料及び賃借料	74,651	65	74,716	42,681	65	42,746	38,166	65	38,231
15 工事請負費	292,705	8,485	301,190	292,705		292,705	255,439		255,439
16 原材料費	500		500	500		500	500		500
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	46,727		46,727	34,936		34,936	21,049		21,049
19 負担金、補助及び交付金	6,126,285	3,818	6,130,103	894,402		894,402	891,291		891,291
20 扶助費	1,404,822		1,404,822						
21 貸付金	1,049,512		1,049,512						
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料	387,429		387,429						
24 投資及び出資金									
25 積立金	1,798,719		1,798,719	13,920		13,920	13,920		13,920
26 寄附金	54,250		54,250	20,050		20,050	20,050		20,050
27 公課費	43		43						
28 繰出金									
予備費									
計	16,047,606	16,281	16,063,887	3,696,292	3,978	3,700,270	2,648,727	3,978	2,652,705
財源									
国庫支出金	3,417,803	2,338	3,420,141	670,184		670,184	670,184		670,184
地方債	179,000	7,000	186,000	135,000		135,000	100,000		100,000
その他	2,216,139		2,216,139	154,848		154,848	153,023		153,023
一般財源	10,234,664	6,943	10,241,607	2,736,260	3,978	2,740,238	1,725,520	3,978	1,729,498

平成28年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	4款 衛生費		
		うち生活環境部		
		2項 環境衛生費		
		4目 環境保全費		
	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	44,832		44,832
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費	6,569		6,569
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金			
8	報償費	8,043	206	8,249
9	旅費	19,263	124	19,387
	費用弁償	3,258		3,258
	普通旅費	9,291		9,291
	特別旅費	6,714	124	6,838
10	交際費			
11	需用費	39,183	879	40,062
12	役務費	20,292	1,004	21,296
13	委託料	563,153	1,700	564,853
14	使用料及び賃借料	34,660	65	34,725
15	工事請負費	255,439		255,439
16	原材料費	500		500
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	11,843		11,843
19	負担金、補助及び交付金	832,874		832,874
20	扶助費			
21	貸付金			
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金	13,920		13,920
26	寄附金	20,050		20,050
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	1,870,621	3,978	1,874,599
財源	財国庫支出金	646,842		646,842
	地方債	100,000		100,000
	その他	35,587		35,587
	一般財源	1,088,192	3,978	1,092,170

平成28年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	8款 土木費									
	款項目			うち生活環境部						
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	6項 住宅費			
							補正前	補正額	補正後	
1	報酬	302,643		302,643	37,636		37,636	36,728		36,728
2	給料	1,964,476		1,964,476	221,191		221,191	191,199		191,199
3	職員手当等	1,014,831		1,014,831	113,875		113,875	98,435		98,435
4	共済費	776,785		776,785	86,124		86,124	74,972		74,972
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金									
8	報償費	9,985		9,985	2,141		2,141	90		90
9	旅費	48,718		48,718	6,886		6,886	4,867		4,867
	費用弁償	4,417		4,417	1,030		1,030	282		282
	普通旅費	42,304		42,304	5,318		5,318	4,584		4,584
	特別旅費	1,997		1,997	538		538	1		1
10	交際費									
11	需用費	832,632		832,632	59,859		59,859	57,532		57,532
12	役務費	170,028		170,028	12,918		12,918	11,771		11,771
13	委託料	9,339,674	53,452	9,393,126	984,722	5,322	990,044	457,996	5,322	463,318
14	使用料及び賃借料	251,737	877	252,614	21,959		21,959	15,604		15,604
15	工事請負費	31,566,878	243,050	31,809,928	2,370,441		2,370,441	1,776,033		1,776,033
16	原材料費	9,636		9,636						
17	公有財産購入費	1,139,098		1,139,098						
18	備品購入費	301,530		301,530	27,812		27,812	100		100
19	負担金、補助及び交付金	12,339,552	1,747	12,341,299	2,802,751		2,802,751	2,596,021		2,596,021
20	扶助費									
21	貸付金	8,092		8,092	8,092		8,092	8,092		8,092
22	補償、補填及び賠償金	1,710,042		1,710,042	16,544		16,544	16,544		16,544
23	償還金、利子及び割引料	23,729		23,729						
24	投資及び出資金									
25	積立金	29,706		29,706	29,706		29,706	29,706		29,706
26	寄附金									
27	公課費	8,759		8,759						
28	繰出金	1,880		1,880	1,880		1,880			
	予備費									
	計	61,850,411	299,126	62,149,537	6,804,537	5,322	6,809,859	5,375,690	5,322	5,381,012
財	国庫支出金	20,247,197	162,619	20,409,816	1,185,401		1,185,401	932,524		932,524
源	地方債	22,788,000	111,000	22,899,000	1,282,000		1,282,000	1,010,000		1,010,000
内	その他	3,290,427		3,290,427	2,340,346		2,340,346	2,309,886		2,309,886
訳	一般財源	15,524,787	25,507	15,550,294	1,996,790	5,322	2,002,112	1,123,280	5,322	1,128,602

平成28年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	8款 土木費		
		うち生活環境部		
		6項 住宅費		
		1目 住宅管理費		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	27,760		27,760
2	給料	191,199		191,199
3	職員手当等	98,435		98,435
4	共済費	73,572		73,572
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金			
8	報償費			
9	旅費	4,684		4,684
	費用弁償	150		150
	普通旅費	4,534		4,534
	特別旅費			
10	交際費			
11	需用費	57,482		57,482
12	役務費	11,741		11,741
13	委託料	306,329	5,322	311,651
14	使用料及び賃借料	15,584		15,584
15	工事請負費	135,198		135,198
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費			
19	賞与金、補助及び交付金	85,519		85,519
20	扶助費			
21	貸付金			
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金			
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	1,007,503	5,322	1,012,825
財源内訳	国庫支出金	7,843		7,843
	地方債			
	その他	717,441		717,441
	一般財源	282,219	5,322	287,541

平成28年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	生活環境部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	147,498		147,498
2	給料	1,034,724		1,034,724
3	職員手当等	541,480		541,480
4	共済費	405,138		405,138
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	貸金	2,644		2,644
8	報償費	28,332	206	28,538
9	旅費	47,430	124	47,554
	費用弁償	6,831		6,831
	普通旅費	27,955		27,955
	特別旅費	12,644	124	12,768
10	交際費			
11	需用費	190,037	879	190,916
12	役務費	52,248	1,004	53,252
13	委託料	1,800,706	7,022	1,807,728
14	使用料及び賃借料	75,289	65	75,354
15	工事請負費	2,782,046		2,782,046
16	原材料費	500		500
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	69,577		69,577
19	負担金、補助及び交付金	3,936,922		3,936,922
20	扶助費			
21	貸付金	8,292		8,292
22	補償、補填及び賠償金	16,544		16,544
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金	43,645		43,645
26	寄附金	20,050		20,050
27	公課費			
28	繰出金	1,880		1,880
	予備費			
	計	11,204,982	9,300	11,214,282
財源内訳	国庫支出金	2,159,782		2,159,782
	地方債	1,417,000		1,417,000
	その他	2,504,016		2,504,016
	一般財源	5,124,184	9,300	5,133,484

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
平成28年度 衛生環境研究所庁舎清掃業務委 託	14,001			平成29年度から 平成31年度まで	14,001	1,044			12,957
平成28年度 PCB廃棄物処理対策推進事業委 託	3,000			平成29年度	3,000				3,000
平成28年度 消費生活相談事業委託	142,321			平成29年度から 平成33年度まで	142,321	1,202			141,119

条 例 名 等	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について						
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 施設の老朽化に伴い、宇倍野第1団地及び宮岡団地を廃止する。 2 概 要 (1) 次の県営住宅を廃止する。 <table border="1" data-bbox="268 622 986 728"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇倍野第1団地</td> <td>鳥取市国府町町屋</td> </tr> <tr> <td>宮岡団地</td> <td>八頭郡八頭町国中</td> </tr> </tbody> </table> (2) 施行期日は、公布日とする。	名 称	位 置	宇倍野第1団地	鳥取市国府町町屋	宮岡団地	八頭郡八頭町国中
名 称	位 置						
宇倍野第1団地	鳥取市国府町町屋						
宮岡団地	八頭郡八頭町国中						

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条の2関係）		別表第1（第2条の2関係）	
名称	位置	名称	位置
略		略	
行徳団地	鳥取市行徳三丁目	行徳団地	鳥取市行徳三丁目
略		<u>宇倍野第1団地</u>	鳥取市国府町町屋
略		略	
土師百井団地	八頭郡八頭町土師百井	土師百井団地	八頭郡八頭町土師百井
略		<u>宮岡団地</u>	八頭郡八頭町国中
略		略	
別表第2（第26条関係）		別表第2（第26条関係）	
名称	管理を行わせる者	名称	管理を行わせる者
倉田団地 高草団地 西品治 団地 湖南団地 美穂第1団 地 美穂第2団地 円通寺団 地 国安南団地 宇倍野第2 団地 西郷団地 ほきもと団 地 宝木団地	鳥取市	倉田団地 高草団地 西品治 団地 湖南団地 美穂第1団 地 美穂第2団地 円通寺団 地 国安南団地 <u>宇倍野第1 団地</u> 宇倍野第2団地 西郷 団地 ほきもと団地 宝木団 地	鳥取市
土師百井団地 船岡団地 隼 団地 中南団地	八頭町	土師百井団地 <u>宮岡団地</u> 船 岡団地 隼団地 中南団地	八頭町
略		略	

附 則

この条例は、公布日から施行する。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県手数料徴収条例の一部改正について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部が改正され、指定検査機関の指定権限が厚生労働大臣から知事に委譲されたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 食鳥検査に係る手数料を徴収する者を厚生労働大臣が指定する者から知事が指定する者に改める。 (2) 施行期日は、平成29年4月1日とする。</p>

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。</p> <p>(1)～(5の2) 略。</p> <p>(6) 食鳥検査法第21条第1項の規定により<u>知事</u>の指定する者に食鳥検査に関する事務を行わせる場合における前項第109号の手数料。食鳥検査に関する事務を行う者</p> <p>(7)～(17) 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。</p> <p>(1)～(5の2) 略</p> <p>(6) 食鳥検査法第21条第1項の規定により<u>厚生労働大臣</u>の指定する者に食鳥検査に関する事務を行わせる場合における前項第109号の手数料。食鳥検査に関する事務を行う者</p> <p>(7)～(17) 略</p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

条 例 名 等	公の施設の指定管理者の指定 (鳥取県立大山駐車場) について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立大山駐車場</p> <p>(2) 指定管理者 西伯郡大山町大山39番地5 一般社団法人大山観光局 代表理事 足立 敏雄</p> <p>(3) 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで (5年間)</p> <p>(4) 理由 大山駐車場の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般社団法人大山観光局を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選定方法：指名</p>

鳥取県立大山駐車場の指定管理候補者の選定について

鳥取県立大山駐車場の指定管理者について、鳥取県立大山駐車場指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

一般社団法人大山観光局 代表理事 足立 敏雄
 (西伯郡大山町大山39-5)

2 指定期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間）

3 選定理由

鳥取県立大山駐車場の指定管理者の選定に当たっては、上記団体を指名し、審査委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、施設の設置目的を深く理解した上で、事業計画の検討がなされている点や利用者の視点に立ったサービス向上策、またこれまでの実績や経営基盤の安定性も評価されることから、指定管理候補者として選定した。

4 審査委員

氏 名	所 属 等
後藤 洋次郎 (委員長)	後藤洋次郎税理士事務所所長
荒金 恵美子 (副委員長)	大山町女性団体連絡協議会副会長
前原 勝樹	米子工業高等専門学校建築学科教授
福元 芳子	皆生温泉おかみ会会長
廣瀬 龍一	鳥取県西部総合事務所地域振興局局長

5 審査結果

(1) 選定基準

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	・管理の基本的な考え方の適合性 施設設置目的の理解 管理運営の方針 等	配点 なし (必須)
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、利用促進等) ・管理の基準 (利用時間、休場日、利用料金の設定、個人情報保護、情報の公開等) ・施設設備の維持管理及び衛生管理の水準の妥当性 ・事故・事件の防止措置、緊急時の対応の妥当性 ・利用者等の要望の把握の妥当性	55
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・収支計画の妥当性	10

4	管理を安定して行うために必要な 人員及び財政的基礎を有しており、 又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の財政基盤、経営基盤の妥当性 ・組織及び職員の配置等 ・人材育成の方針及び職員への研修計画 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人の社会的責任の遂行状況 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> 〔障がい者雇用、男女共同参画推進企業等の認定等、ISO14001・TEAS I種規格等の認証等、あいサポート企業等の認定等〕 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設の管理運営状況の実績評価 	35
---	---	---	----

(2) 審査結果及び意見

	審査基準 (配点)	審査結果	主な審査意見
1	施設の平等な利用を確保するに十分なものであること。(適/不適)	適	-
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (55点)	39.2	<ul style="list-style-type: none"> ・大山寺の観光客が年々減り、地元のお土産屋さんや次々と減っていく中ですが、駐車場が利用しやすくなり、沢山のお客様が大山に来られるよう努力されていると思います。 ・大山開山1300年を迎えるに当たり、(一社)大山観光局が引き続き指定管理者となるのがベストと考えます。大山を熟知しており、地域との連携やノウハウの蓄積、どれをとっても合格です。 ・大山を拠点に自然を楽しみながらスポーツやイベントを実施する等、山陰・大山エリア全体の観光振興につながる取組について、さらに期待したい。 ・平日の屋内駐車場開放により、利用者のサービス向上と収益性のアップを図るなど工夫が加えられている。 ・個人情報保護の意識向上の方策を盛り込んでほしい。
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (10点)	6.6	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経験と改善により、経費管理を含め、適切に見通しを立て運営されていると感じられる。
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (35点)	21.2	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成の研修計画について、口頭で説明があったが、事業計画書に具体的な記述を盛り込んでほしい。
総合評価 (100点)		67.0	

6 指定管理候補者の事業計画の概要

利用時間	終日		
休場日	大山国立公園 駐車場 (博労座)	無休	
	大山屋内駐車場	冬季 (スキー場営業期間) 以外	
	大山国立公園 上横原駐車場	冬季 (スキー場営業期間) 以外	
利用料金	大山国立公園 駐車場 (博労座)	冬季以外	無料
		冬季	乗用車 1,000円 (※平日利用者を対象に減免制度有) 大型バス 2,400円 マイクロバス 1,800円 二輪車 100円
	大山屋内駐車場	平日及び連泊2日目以降	1,000円 土日祝日及び年末年始(12/29~1/3) 1,500円
	大山国立公園 上横原駐車場	無料	
利用料金の減免	全額免除	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障がい者、精神障がい者等の利用 (介護者を含む) ○要介護認定者、要支援認定者の利用 (介護者を含む) ○県が主催 (共催、後援) する事業の実施関係者の利用 ○官公署等の公務による利用等 ○やむをえない事由による短時間の利用 	
	一部免除	○平日の大山国立公園駐車場利用 (乗用車に限る)	
県への納付	利用料金収入額の16%		
利用促進策	<p>○ (一社) 大山観光局とグループ会社によるイベント・ツアー企画及び情報発信機能を活用して大山のPRに努めるとともに、旅行会社等に対しては、旅行商品を造成する上で必要な観光素材を提供し、利用促進に向けた取組を積極的に推進する。</p> <p>○アンケートなどを活用しながら利用者ニーズの把握に努め、より利用しやすい環境整備や料金徴収体制等の改善策を検討し、満足度向上に努める。</p> <p>○サービス向上策として、屋内駐車場の平日割引価格を設定する。屋内駐車場を利用することにより、荒天時における乗降や更衣時の環境改善及び、帰宅時に時間を要する車の除雪が不要になり、利便性の向上に繋がる。</p>		
利用者要望の把握及び対応方針	<p>HPや意見箱、スキー場に対する意見等から利用者の要望を把握する。</p> <p>これらの声を真摯に受け止め、駐車場運営、地域全体、施設連携の中で活かしていくよう分析し、日々の運営管理に反映させる。</p>		

報告第1号

平成27年度鳥取県継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	年額	全 体 計 画				実 績				比 較						
					左の財源内訳		支出総額	左の財源内訳		年割額と支出総額の差	左の財源内訳		一般財源	左の財源内訳		一般財源			
					国庫支出金	地方債		その他	一般財源		国庫支出金	地方債		その他	国庫支出金		地方債	その他	
			26	137,716,000	137,716,000			70,509,560				67,206,440							
			27	204,696,000	204,696,000			288,182,760				△ 63,486,760							
			計	342,412,000	342,412,320			338,692,320				3,719,680							
2	義務費																		
6	防災費	原(区)務 子(区)務 力(区)務 出(区)務 投(区)務 事(区)務 業(区)務 費(区)務																	

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (2) 鳥取県福祉のまちづくり条例及び拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正について (平成28年11月10日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 ガス事業法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 次の条例の規定中引用するガス事業法の条項及び用語を改める。 鳥取県福祉のまちづくり条例</p> <p>(2) 施行期日は、平成29年4月1日とする。</p>

鳥取県福祉のまちづくり条例及び拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県福祉のまちづくり条例の一部改正)

鳥取県福祉のまちづくり条例(平成20年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別特定建築物の追加)</p> <p>第13条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第2項に規定するガス小売事業</u>、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業の用に供する事務所(以下「公益事業の事務所」という。)</p> <p>(3)～(6) 略</p>	<p>(特別特定建築物の追加)</p> <p>第13条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第1項に規定する一般ガス事業</u>、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業の用に供する事務所(以下「公益事業の事務所」という。)</p> <p>(3)～(6) 略</p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

件 名	議会の委任による専決処分の報告について (6) 鳥取県石綿健康被害防止条例及び鳥取県税条例の一部改正について (平成28年11月11日専決)
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 大気汚染防止法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 2 概 要 (1) 次の条例の規定中引用する大気汚染防止法の条項を改める。 鳥取県石綿健康被害防止条例 (2) 施行期日は、平成30年4月1日（水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日が平成30年4月1日後となる場合には、当該条約が日本国について効力を生ずる日）とする。

鳥取県石綿健康被害防止条例及び鳥取県税条例の一部を改正する条例

(鳥取県石綿健康被害防止条例の一部改正)

鳥取県石綿健康被害防止条例(平成17年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略 (1)～(4) 略 (5) 石綿粉じん排出等作業 石綿含有材料等が使用されている建築物等に係る解体等作業のうち、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下「法」という。)第2条第11項に規定する特定粉じん排出等作業(以下「特定粉じん排出等作業」という。)に該当しないものをいう。 (6)・(7) 略</p>	<p>(定義) 第2条 略 (1)～(4) 略 (5) 石綿粉じん排出等作業 石綿含有材料等が使用されている建築物等に係る解体等作業のうち、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下「法」という。)第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業(以下「特定粉じん排出等作業」という。)に該当しないものをいう。 (6)・(7) 略</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日(水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日が平成30年4月1日後となる場合には、当該条約が日本国について効力を生ずる日)から施行する。